

四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第27号

四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年四日市市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第12条 団員には、次により報酬を支給する。 <u>基本団員</u> 団長 年額 <u>82,500円</u> 副団長 年額 <u>69,000円</u> 分団長 年額 <u>50,500円</u> 副分団長 年額 <u>45,500円</u> 部長及び班長 年額 <u>37,000円</u> <u>団員 年額 36,500円</u> 機能別団員 部長・班長 年額 <u>18,500円</u> 団員 年額 <u>18,300円</u> 2及び3 (略)	(報酬) 第12条 団員には、次により報酬を支給する。  団長 年額 <u>79,700円</u> 副団長 年額 <u>62,600円</u> 分団長 年額 <u>43,200円</u> 副分団長 年額 <u>38,000円</u> <u>その他の基本団員 年額 28,500円</u>  機能別団員 年額 <u>9,500円</u>  2及び3 (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(消防本部消防救急課)